⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of Building for the Hiroshima University Hospital.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 16, October, 2009
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M, 4 December 2009 (tenders submitted by mail : 12 : 00 A.M, 4 December 2009)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Financial and General Affairs, Hiroshima University International Affairs Bureau, 1―3―2 Kagamiyama Higashi-Hiroshima City Japan 739―8511 TEL 082―424―6106

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

H21中部横断田中川橋橋梁工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について次のとおり公示します。

平成21年9月25日

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　H21中部横断田中川橋橋梁工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　山梨県南巨摩郡南部町楮根地先
3　工事内容
実施設計
設計延長　L＝210m
・橋梁上部工　1式
・橋梁下部工　1式
・道路付属物工　1式
・仮設工　1式
工事内容
工事延長　L＝210m
・橋梁上部工　1式
・橋梁下部工　1式
・道路付属物工　1式
・仮設工　1式
工期　平成25年3月31日まで

4　申請の時期
平成21年9月25日から平成21年10月23日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成21年10月26日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日及び祝日除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成21年9月25日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2―1さいたま新都心合同庁舎2号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹内線2525において異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　異工種建設工事共同企業体協定書㋑（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成21年9月25日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―2を使用すること。）
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月7日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月7日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成20年10月7日付け公示6の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。
①　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
㋐　鋼橋上部工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋑　プレストレスト・コンクリート工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋒　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
②　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種建設工事共同企業体の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1200点以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に経営事項評価点数が、1200点以上であること。）
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成21年10月23日において次の要件を満たすものとする（詳細は入札説明書参照。）。
①　平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
㋐　道路橋（A活荷重又はTL－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　桁下空間高さが30m以上で橋長が150m以上の橋梁工事（下部工及び上部工）であること。
上記㋐、㋑は同一工事であること。ただし、㋑の下部工と上部工は別工事でもよい。なお、橋梁形式は問わない。